



天草市の 中学校部活動の地域展開について

中学校部活動の地域展開とは？

これまで中学校（実施主体）が実施・運営していた休日の部活動を、新たに設立された地域団体や既存のクラブ・道場（以下「公認地域クラブ活動」）に実施主体を移行していきます。子供たちが将来的に活動を継続して取り組むことができる環境整備を図るとともに、教職員の負担軽減と働き方改革を促進していくことを目指します。

天草市は、昨年度に引き続き、今年度も推進協議会を開催して、指導者確保や支援方法などを話し合っていきます。また、関係小学校（吹奏楽部）及び中学校では、校内部活動検討委員会を設置して、持続可能な運営のための実施主体の決定など協議をしていただく予定です。

地域展開の利点と課題は？

利点

- 専門的な指導（技術向上）
- チーム競技の維持
- 種目・分野の人口拡大
- 保護者の交流拡大
- 教職員の負担軽減・働き方改革
- 活動体験の多様化
- 地域の活性化 等

課題

- ▲ 指導者や受け皿の確保
- ▲ 一貫した指導体制の構築
- ▲ 移動や経済的負担（指導者報酬等）
- ▲ 小・中学校に代わる実施主体の確保
- ▲ 楽器等の保管場所や活動場所
- ▲ ハラスメント対策
- ▲ 連絡体制確立 等

平日（学校部活動）

実際の部活動運営や実施は中学校（保護者や地域の協力を得て）



【指導者】
教職員



休日（公認地域クラブ活動）

中学校に代わり、活動運営や実際の指導は新規団体や受け皿としてのクラブ、道場



【指導者】
外部指導者、指導希望の教職員
地域の指導者 等

令和7年度から8年度末を目途に、休日の運動・文化部活動を準備が整った種目・分野から地域クラブ活動へ段階的に展開します。
小学校吹奏楽部は平日も含めます。

部活動と公認地域クラブ活動の違いは？

活 動	中学校部活動 (運動部・文化部)	地域クラブ活動	
分 類	学校単独 合同チーム(運動部)	地域移行型クラブ 天草市では「公認地域クラブ活動」と言います。	民間運営クラブ
実施主体	学 校	保護者会、後援会 部活動の受け皿となるクラブや道場 地域スポーツ、文化芸術団体 等	民間経営の団体等
指 導 者	教職員、外部指導者 部活動指導員	上記団体等に所属する指導者 地域指導者、兼職兼業の教職員	専門的な指導が できる人材
活動日数	平日4日以内 2時間程度 休日1日以内 3時間程度	部活動の意義継承と天草市地域 クラブ活動ガイドライン等の遵守	クラブの規定による
活動場所	学校施設	学校施設、公共施設	クラブ施設等
保護者負担	道具代、消耗品代、交通費 保険料等	左記+指導者報酬 施設使用料、保険料等	月謝、年会費 遠征費等
保 険	日本スポーツ振興センター	対人・対物賠償を含めた保険等	クラブの規定による
責任の所在	校長・市教育委員会	実施主体	市町村以外の団体等

「公認地域クラブ活動」とは？



新規設立団体・既存のクラブや道場からの申請を受けて、学校部活動の意義継承と子供たちの発育発達に応じた活動であり、「天草市地域クラブ活動ガイドライン」を遵守することを条件に天草市教育委員会が公認するものです。



※在籍校に希望する種目や分野がない生徒が、公認された地域クラブ活動に参加できるようになります。将来的には、選択肢が広がります。

※運動系であれば、天草郡市中体連からの出場が可能になります。ただし、各種目の参加認定規程の確認が必要です。

※詳細は、熊本県中体連 HP で確認してください。

「天草版部活動地域展開 Q&A」

こちらのQRコードから覗いてみてください

https://drive.google.com/file/d/1MEDA7Y6_z65Lw6K61rBkl5KyShgnubSf/view



【問合せ】天草市教育委員会

TEL 0969-24-8845